

『市街化調整区域における地区計画制度』に係る支援制度

本市では、少子・超高齢、人口減少社会においても、住み慣れた場所でいつまでも安心して暮らし続けることのできる『ネットワーク型コンパクトシティ』のまちづくりに取り組んでいます。

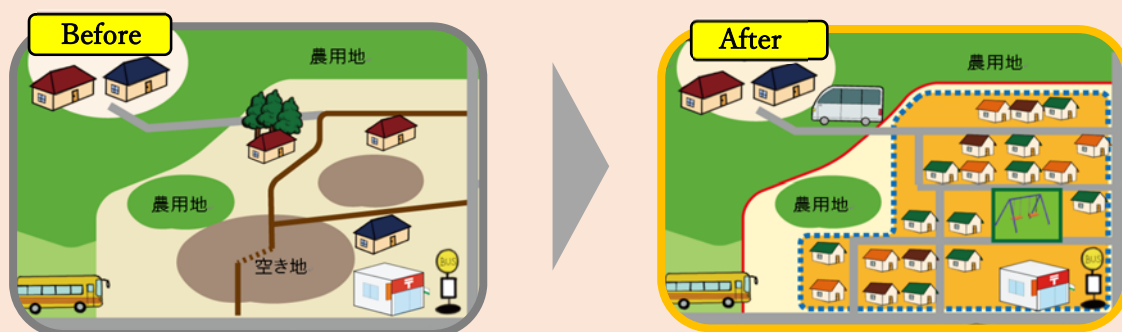
<郊外部（市街化調整区域）の取組>

旧町村の中心部などに身近な地域の拠点を配置し、拠点内にスーパーや診療所など生活に便利な施設を誘導・集積することで、便利で暮らしやすいまちづくりに取り組んでいます。また、地域拠点や地域コミュニティの核となっている小学校を中心としたコミュニティを維持・形成していくため、地域拠点や小学校周辺において、宅地などを計画的に整備できる『市街化調整区域における地区計画制度』の活用促進にも取り組んでいます。

この市街化調整区域における地区計画制度については、地域の皆様の検討・活用を支援させていただくための支援制度がありますので、是非ご活用ください。

⇒地区計画制度とは

地域に住む人が地域の課題や将来像について話し合い、民間事業者の参画を受けながら、計画的に道路や公園、宅地を整備することができる制度です



※運用基準や区域については、「市街化調整区域における地区計画制度運用指針」をご参照ください。

1. 出前講座の開催など

「制度を詳しく知りたい」「検討してみたい」など、地域の皆様のご依頼内容に応じて『出前講座』や、ご相談にお応えしますので、都市計画課（裏面参照）にお問い合わせください。

2. アドバイザー派遣制度

地域の皆様の制度活用に向けた検討を支援するため、都市計画など土地利用の専門家（アドバイザー）を市が派遣する制度です。

アドバイザーは、地区の目標や土地利用方針、候補地選定など、地域の皆様の土地利用構想の検討を支援させていただきます。また、地域の皆様と民間事業者の連携や調整などの活動も支援させていただきます。

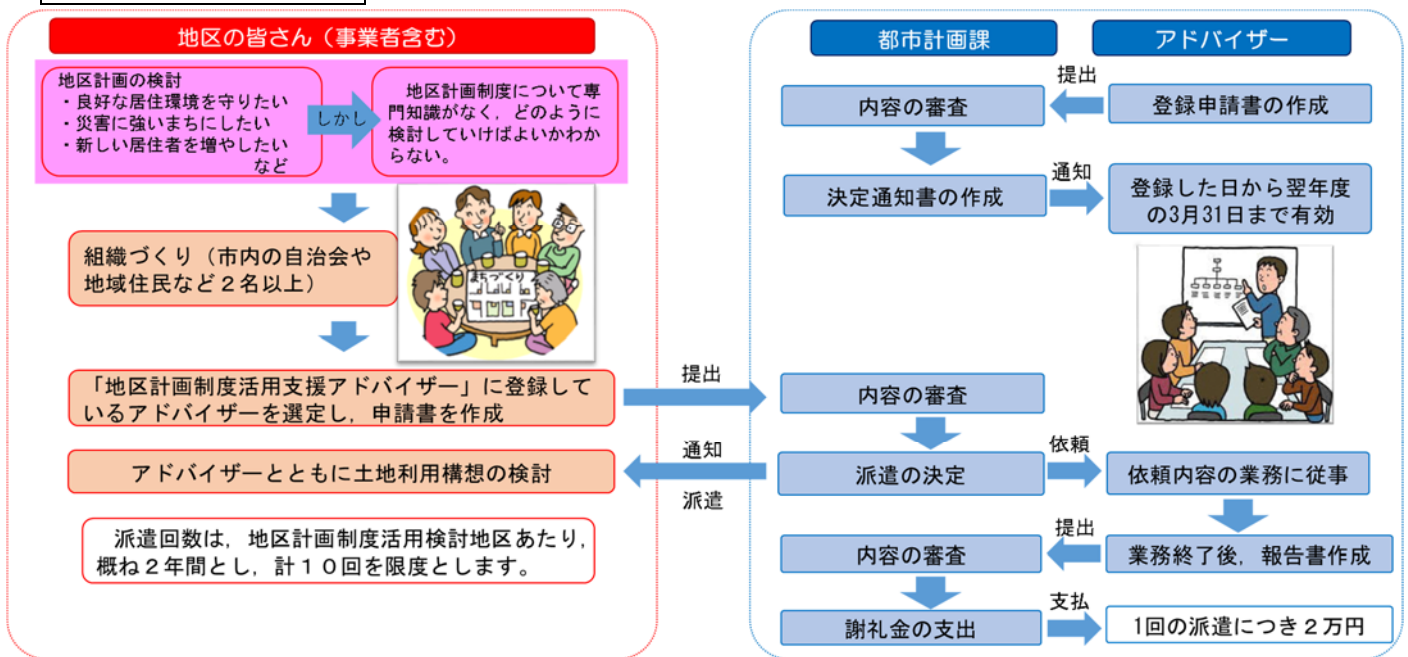
【派遣条件】

- ・自治会や地域住民等2名以上で組織される団体を派遣対象とします。

【派遣方法】

- ・市の「地区計画制度活用支援アドバイザー」に登録している方を選定いただき、市に対して派遣依頼をしていただきます。
- ・なお、派遣回数は、概ね2年間として、合計で10回を限度としています。

アドバイザー派遣の流れ



※地域の活動のお手伝いいただける専門家（アドバイザー）を随時募集しています。

2. 調査計画費の補助

地区計画制度活用に向けた地域の皆様の土地利用構想作成の取組を支援するため、調査計画費の一部を補助する制度です。

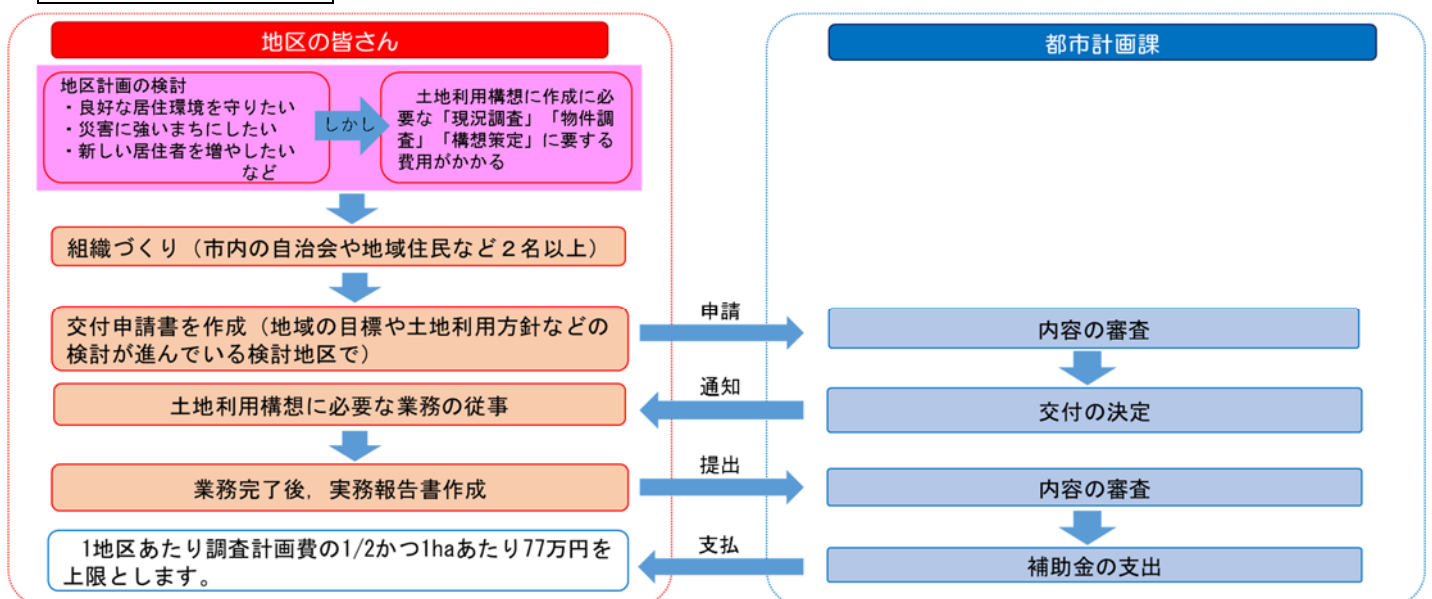
【補助条件】

- ・自治会や地域住民等2名以上で組織される団体
- ・地域の目標や土地利用方針など土地利用構想の検討が進んでいる地区
- ④ 民間事業者が既に参画している地区は対象外となります。

【補助内容】

- ・土地利用構想作成に必要な「現況調査」や「物件調査」、「構想策定」等の調査費の一部を補助します。
- ・補助額は、1地区あたり調査計画費の1/2かつ1haあたり77万円を上限としています。

調査計画費補助の流れ



※支援制度についての詳細は、都市計画課（TEL028-632-2564）までお問い合わせ下さい。

※市HPに支援制度の要綱等を掲載しております。『「ネットワーク型コンパクトシティ」形成に向けた市街化調整区域の取組』で検索ください。